

東大阪市教育委員会令和2年5月定例会

1 日 時 令和2年5月18日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時28分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
学校施設整備監	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	福 原 信 吾
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂

(出席補助説明員)

学校教育推進室次長	楠 田 晃 久
-----------	---------

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年5月定例会を開会いたします。

なお、本月の教育委員会定例会でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教育委員会事務局の職員の出席を絞らせていただいております。また、傍聴者の皆様に間隔をあけてご着席いただいている他、扉を開放して少しでも空気を入れ替えるなどの対策をしながら開催をしてまいりたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、本日の会議録署名委員は堤教育長職務代理者をお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。まず1件ご報告がございます。本日の会議の案件について、日程第1から日程第7までで告示しておりましたが、この際、「議案第26号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」を日程第8として追加いたします。

それではただいま追加いたしました案件を含む、日程第1「議案第20号 公共用地取得申し出の件」から日程第8「議案第26号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第20号 公共用地取得申し出の件」につきましては、現在借用している上四条小学校、若江幼稚園及び金岡中学校の敷地内の一部の土地について、公共事業用地取得審査委員会に対し、取得を申し出るものでございます。

続きまして、日程第2「議案第21号 令和3年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、令和3年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針を「市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、教育委員会が慎重に検討のうえ、その採択を決定する」とするものでございます。

続きまして日程第3「議案第22号 令和3年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）教科用図書採択方針の件」につきましては、令和3年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）教科用図書について、「東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会より答申を受け採択する」との採択方針を決定するものでございます。

続きまして日程第4「議案第23号 東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、同選定委員会委員12名を委嘱及び任命するものでございます。

続きまして日程第5「議案第24号 令和3年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）教科用図書採択に係る諮問の件」につきましては、議案第21号の採択方針を受け、令和3年度使用東大阪市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）教科用図書の選定について、東大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問する

ものでございます。

続きまして日程第6「議案第25号 東大阪市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、学校給食調理等業務事業者を選定するにあたり、東大阪市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会委員9名を委嘱及び任命するものでございます。

続きまして、日程第7「報告第3号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

まず、臨時代理第7号「東大阪市立学校に勤務する非常勤の教育職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、市立学校に勤務する非常勤の教育職員の報酬等について、会計年度任用職員制度導入にあたり所要の改正を行ったものの報告でございます。

続きまして臨時代理第8号「東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、大阪府職員の管理職手当の一部削減措置が解除されたことに伴い、給与を大阪府職員に準拠している市立高等学校・幼稚園の管理職に支給されている管理職手当について、同様の改正を行ったものの報告でございます。

続きまして臨時代理第9号「東大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、東大阪市に勤務する府費負担教職員の休暇に関する規定について、準拠している大阪府の条例及び規則が3月27日に公布・4月1日施行の改正がなされたため、本市においても同様の改正を行ったものの報告でございます。

続きまして臨時代理第10号「一部職員の人事異動の件（指導主事退職）」につきましては、令和2年3月31日付で一部職員の退職の発令を行ったものの報告でございます。

続きまして臨時代理第11号「一部職員の人事異動の件（指導主事任用）」及び臨時代理第12号「一部職員の人事異動の件」につきましては、令和2年4月1日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

続きまして臨時代理第13号「令和2年第1回臨時会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和2年第1回臨時会提出議案について、これを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、資料1ページからの「東大阪市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、教育長を含む特別職の給与を一部減額するにあたり、所要の改正を行うものでございます。

続きまして資料4ページからの「令和2年度東大阪市一般会計補正予算（第2回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515億3,947万5千円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,549億3,820万7千円としたものでございます。なお、このうち教育費につきましては、教育長の給与等の減額により事務局費を129万8千円減ずるもので、これにより補正後の教育費は168億8,603万4千円となります。

続きまして、日程第8「議案第26号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、学校の休業日について、令和2年度に限り教育委員会が別に定めることができるよう改正を行うものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定を賜われますようお願いいたします。

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第20号」から日程第8「議案第26号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(土屋教育長)

私から少し補足させていただきます。追加上程をさせていただきました「議案第26号 東大阪市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定の件」でございますが、ご案内のように新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時休業が相当長期になっておりますことから、今年度4月5月に行うべき授業が相当時間数できておりません。この先授業をどう進めていくのかはまだ決まっておりますが、失われた授業時数を回復していく必要があることについては明らかである状況でございます。その中で、夏季及び冬季の休業日について、今年度は通常の休業日を実施することは、授業時数回復の観点から非常に困難であると考えております。休業日についてはこの規則で具体的に定めておりますが、令和2年度のこの状況を踏まえ、今年度については特別の扱いとする規則の改正を行うものでございます。加えて、夏季休業をどう設定するかという具体的な検討を行っております。大阪府下においても既に夏季休業の短縮を決定している自治体もでございます。我々としたしましては、一つの案として、8月8日(土)から8月16日(日)の9日間を想定しております。この辺りを踏まえて、ご意見をいただければありがたいと思います。

(堤教育長職務代理者)

新型コロナウイルス感染症対策について、4月の教育委員会議もありませんでしたし、この約2か月の間、市の教育をどう進めていくかという議論が一度もなされてきませんでした。今日の定例会の案件にも入っておりません。協議会ではご報告があるとお伝えいただいておりますが、委員としましては、3月の会議以後本日に至るまで、どのようなメンバーでどのような議論がなされ、決定していったのかというのが私達は何もわかりませんので、きちんとご報告をしていただきたいと思います。この間、全員の先生とやりとりは物理的に無理だと思いますが、校園長会等の組織との話し合いは行ってきたと思います。そこではどのような議論があったのでしょうか。

(土屋教育長)

今、堤委員からいくつかのお尋ねがありました。4月の定例教育委員会については、中止させていただきました。このことについては、新型コロナウイルス感染症対応の中で、市においても様々な会議を中止している中で、教育委員会の議決事項の内容等を勘案して中止とさせていただきます。市として基本的な事項を誰がどのような議論を経て、とい

うことをございますが、これは最も基本的な事項でございます臨時休業につきましては、学校の設置者である地方公共団体の代表者で、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の本部長である市長を交えた対策本部会議で決定したものでございます。それを踏まえた教育委員会としての取組みですが、ご指摘のように、本来であれば教育委員の皆様を交えた中で議論をしていくのが概ねの流れであろうとおもっていますが、このような状況の中で、市としての基本的な考え方や臨時代理処理等を含めて処理させていただいております。基本的な事項については、一般的な会議としては行っておりませんが、その都度教育委員の皆様にご了承をいただいて進めていると認識しています。しかしながら、進め方そのものは今回の危機事象での異例の取扱いであると認識しています。学校園との様々なやり取りについては、諸角教育次長から報告をお願いします。

（堤教育長職務代理者）

すみません。今ここでご報告いただくものだけではなくて結構です。きちんと整理して報告をしてください。今の教育長のご答弁ですが、休業に関する取り決めであるとか、そのようなものは教育委員会議で諮られるものではありませんので、そのようなことを求めているわけではありません。その休業になったときに、その間の教育の在り方をどのように考え、具体的な施策として実施していくのかという大きな方針については、教育委員会議のmatterではないかと申し上げます。それで、先ほど申し上げた校園長会とのヒアリングや取り決めもそうですが、3月にも子どもたちの健康身体面、学習面、メンタル面について、きちんとわけてお願いしたいと申し上げます。もう一点は、学校からどのように各家庭に連絡するのか、その連絡網の整備をしていただきたいとお願いをしています。そういう事に関して、大きな方針については教育委員会議で話し合われるべきではないでしょうか。先ほど教育長が失われた時間数とおっしゃられたわけですが、時間数は確かに形として失われています。教育が行われるべき時間が失われて、その時間をどのように回復していけばいいかということだけであれば、休みを返上して時間を回復すればいいと思います。ですが、本当にそれでいいのかということについては何も議論されていません。子どもたちにとって、平常の授業で習得すべきことは、その時間で習得すべきですよ。しかし、この緊急事態によって失われたわけで、それは授業時間だけではないはずで、そのようなことに言及されないということは、このままだと失われた時間を休み返上して回復しました、これで終わりでしょうか。そういうことについても、臨時の授業が色々なされていったにせよ、何を目的、目標にして授業が行われなければならないのか、ということはきちんと議論をして、校園長会にお伝えして理解をしていただき、各学校で各先生方がその自覚のもとにきちんとした授業をしていただくことでないと、時間だけ補充したから、回復したからそれでおしまい、ということではないと思いますよ。けれども、それを本当に具体的にどのように進めていき、そして確かめて確認ができていくのかということとはとても大事なことだと思います。ですから、本来こういう教育委員会議の場で議論されるべきかと思いますが、4月の代替の会議もなかったわけですね。これだけ例えば zoom などのシステムを使って色々なところで会議等もなされている状況なのに、東大阪市の教育委員会議はなかったわけですね。何の議論の場もありませんでした。だから、例えば GIGA スクール構想についても、堺市の1人1台の配備については朝のNHKのニュ

ースにも出ているわけです。このような際には、スピード感は誠意に繋がると思っています。だから、同じことをしても全国一番遅くてではいけないと思います。そのようなことも含めて、教育委員会議での議論を重要視していただきたいと思います。

(土屋教育長)

様々な観点からご意見いただきました。一つひとつのことにこの場で答えてくださいということではないということです。委員からの様々なご意見を踏まえまして、この後できる限り議論させていただき、それを通じて教育を進めてまいりたいと思います。

他の個々の議案について、ご意見はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、ただいまの日程第1「議案第20号」から日程第8「議案第26号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第20号」から日程第8「議案第26号」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(永吉教育政策室長)

それでは私のほうから、感謝状の贈呈及び後援名義の使用承認について、報告させていただきます。感謝状の贈呈につきましては、1件でございます。贈呈先は「株式会社 晃技開発」で贈呈理由は「本市学校教育の推進に深い理解を示され、東大阪市立花園中学校に寄附をし、教育の充実に多大に寄与されたことに感謝の意を表するため。」でございます。

続きまして後援名義の使用承認について、報告させていただきます。担当課内訳といたしましては、教育政策室1件、学校教育推進室5件、社会教育課3件、青少年教育課10件の計19件でございます。会議時間の都合上、件名及び申請者の報告を省略させていただきます。詳細は資料のとおりでございます。

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

令和2年6月定例会につきましては、令和2年6月15日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これをもちまして、令和2年5月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会教育長職務代理者	堤 晶 子